

## 議案第 1 4 号

白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 1 6 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

### 提案理由

本案は、こども家庭庁の設置に伴い、厚生労働省令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたため、条例の一部を改正するものです。

白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号資料

○白井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>(保育の内容)</p> <p><b>第25条</b> 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(保育の内容)</p> <p><b>第25条</b> 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>(略)</p>